

○日本学生支援機構奨学金返還免除候補者の推薦に関する申合せ

- 1 日本学生支援機構奨学金返還免除候補者の推薦に関する取扱いについては、以下のように申合せらる。
- 2 学長は、博士(前期・後期)課程で第一種奨学金の貸与を受けている者が教育研究活動等において特に優れた業績を挙げたと認められる場合、学生支援委員会及び教育研究評議会の議を経て、返還免除候補者を日本学生支援機構へ推薦できるものとする。
- 3 返還免除を希望する者は、3月修了予定者にあつては1月末日、9月修了予定者にあつては7月末日までに論文指導教員及び専攻主任を経て返還免除申請書(様式省略)を学長へ提出するものとする。
- 4 返還免除の対象となる業績項目及び評価基準は次のとおりとする。
 - 一 学位論文その他の研究論文
学位論文の教授会等での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。
 - 二 「大学院設置基準第16条」に定める特定の課題についての研究の成果
特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること。
 - 三 著書、データベースその他の著作物(前2号に掲げるものを除く。)
前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。
 - 四 発明
特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。
 - 五 授業科目の成績
講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。
 - 六 研究又は教育に係る補助業務の実績
リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること。
- 5 業績の評価方法については、海洋科学技術研究科において別に定める。
- 6 その他、返還免除候補者の推薦に関し必要な事項は、学生支援委員会及び教育研究評議会の議を経て行うものとする。

附 則

この申合せは、平成17年3月8日から施行する。